

案

おおた高齢者施策推進プラン

～大田区高齢者福祉計画・
第8期大田区介護保険事業計画～

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

令和3年3月

 大田区

はじめに



「おおた高齢者施策推進プラン～大田区高齢者福祉計画・第8期大田区介護保険事業計画～」は、大田区における令和3年度から5年度までの3年間の高齢者施策について定めるものです。

この計画期間における高齢者人口は、16万6千人程度で推移していくと予想しておりますが、介護ニーズが高まる後期高齢者人口は、団塊の世代の方が75歳を迎えられることから、増加が見込まれています。

また、新型コロナウイルス感染症や激甚化する風水害への対策等、喫緊の課題への対応が急務となっています。

今回の計画においては、計画全体を包含する基本的視点に新たな取組の導入などを盛り込み、地域包括ケアシステムのさらなる推進に向け取り組んでまいります。

本計画を着実に推進し、基本理念である「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち」の実現に全力で取り組み、大田区版地域共生社会の実現へと進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりましては、区民や医療・福祉関係者などの委員で構成される「大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議」やパブリックコメントを通じ、区民・事業者などの皆様から多様なご意見をいただきました。ご意見、ご提案をお寄せいただいた皆様に改めて心より感謝申し上げます。

令和3年3月

大田区長

松原忠義

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の基本的性格	3
	(1) 老人福祉法及び介護保険法に基づく策定と見直しの時期	3
	(2) 本計画の位置づけ	3
3	計画策定の体制と方法	4
	(1) 区民との協働	4
	(2) 関係部局との連携	4
	(3) 高齢者等実態調査等の実施	4
4	計画の基本理念と基本目標	5
	(1) 基本理念と基本目標	5
	(2) 基本目標概要	6
	(3) 計画を推進する基本的視点について	7
5	大田区の地域包括ケアシステム	8
	(1) 地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域の設定と考え方	8
6	第8期計画の地域包括ケアシステム構築に向けた取組	9
	(1) 大田区版地域共生社会の実現に向けた、第8期計画の位置づけ	9
	(2) 包括的な支援体制の構築に向けた体制づくり	9
	(3) 地域包括ケアシステムを構成する5つの要素の機能強化	10
	概念図	11
	大田区圏域別地図	13
	大田区におけるコーディネータ	14

第2章 大田区の高齢者を取りまく状況

1	人口の推移と推計	16
	(1) 人口の推移	16
	(2) 人口の推計	17
2	高齢者世帯の推移と推計	18
3	認知症高齢者の推移と推計	19
4	要支援・要介護認定者数の推移と推計	20
	(1) 要支援・要介護認定者*数の推移	20

(2) 要支援・要介護認定者数の推計	21
5 高齢者等実態調査結果	22
(1) 健康づくり・介護予防に向けた取組	22
(2) 介護予防・重度化防止に向けた取組	23
(3) 健康づくり・介護予防に向けた取組	24
(4) 地域活動への参加意向	25
(5) 地域のつながりの必要性和実感	26
(6) 認知症の人との共生に必要な取組や支援	27
(7) 介護をすることになった場合に不安に感じる事	28
(8) 今後、(介護が必要になった場合) 希望する暮らし方	29
(9) 在宅で安心して暮らすための条件やサービス	30
(10) 区が取り組むべきこと	31
(11) 地域包括ケアシステムの構築に係る課題	32

第3章 日常生活圏域ごとの地域特性

1 地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に向けて	34
(1) 地域カルテについて	34
大森圏域	36
調布圏域	46
蒲田圏域	58
糀谷・羽田圏域	66

第4章 高齢者福祉施策の展開

1 第8期計画の体系図	74
2 高齢者施策の展開	76
基本目標1 一人ひとりがいきがいや役割をもっていきいきと暮らせるまち	77
施策名1 高齢者の就労・地域活動の支援	77
施策名2 介護予防・生活支援サービスの取組強化(総合事業の充実)	81
施策名3 一般介護予防の充実	84
基本目標2 地域のつながりにより互いにたすけあいながら暮らせるまち	88
施策名4 多様な主体が参画する地域づくりの支援	88
施策名5 見守り体制の強化・推進	91
施策名6 災害時等に備える体制の強化	95

基本目標3 多様なサービスにより安心して

	自分らしい暮らし方を実現できるまち	99
施策名7	地域共生社会を見据えた地域生活を支える相談・支援体制の強化	99
施策名8	共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援	104
施策名9	住まい確保への支援	109
施策名10	介護サービスの充実と医療・介護の連携	112
施策名11	効果的・効率的な介護給付の推進	121
施策名12	権利擁護・個人の尊重	125
3	計画の進行管理及び評価指標について	128
(1)	計画の進行管理にあたっての考え	128
(2)	第8期計画で掲げる評価指標	128
(3)	計画の進捗管理に活用していく3つの指標	130

第5章 介護保険事業の状況

1	要介護認定状況	132
(1)	年齢階層別 要支援・要介護認定者数と認定率	132
(2)	調整済み認定率	133
(3)	要支援・要介護認定者の有病率（要介護度別）	134
(4)	65歳健康寿命（東京保健所長会方式）	135
2	介護（予防）サービスの利用状況	136
(1)	介護（予防）サービスの利用者数・利用率の推移	136
(2)	居宅サービスの利用推移（要介護度別）	137
(3)	施設サービスの利用推移（要介護度別）	138
(4)	居宅サービスの利用状況（サービス別）	139
(5)	第7期計画における介護サービスの見込みに対する実績	140
(6)	居宅サービスの利用状況（要介護度別）	142
(7)	施設・居住系サービスの利用状況（要介護度別）	143
3	標準給付費の状況	144
(1)	標準給付費の推移	144
(2)	調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額 （在宅サービス・施設・居住系サービス）	145
(3)	調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額（サービス種類別）	146

4	介護サービスの基盤整備状況	147
	(1) 居宅サービス・地域密着型サービス事業所数の推移	147
	(2) 施設・居住系サービスの整備状況	148
5	地域支援事業の状況	149
	(1) 地域支援事業	149
	(2) 地域支援事業の実施状況	149
6	第7期介護保険財政の状況	150
	(1) 第1号被保険者の所得段階別保険料額	150
	(2) 保険料の賦課・収納状況	151
	(3) 介護保険特別会計等の状況	152

第6章 介護保険事業量と事業費の見込み

1	介護サービス事業量の見込み	154
	(1) 介護サービス事業量の見込みにあたっての考え方	154
	(2) 居宅サービスの事業量	154
	(3) 居住系サービスの見込量	155
	(4) 施設サービスの見込量	156
	(5) 地域密着型サービスの見込量	157
	(6) 地域支援事業の見込量	158
2	見込量確保のための方策	160
	(1) 居宅サービス量の確保	160
	(2) 施設サービス量の確保	160
	(3) 地域支援事業量の確保	161
3	介護保険事業費用の見込み	162
	(1) 介護保険標準給付費見込額	162
	(2) 地域支援事業費見込額	162
4	第1号被保険者の保険料	163
	(1) 第1号被保険者の負担割合	163
	(2) 第1号被保険者の保険料設定の考え方	164
	(3) 第8期計画の第1号被保険者保険料額	165
	(4) 所得段階別保険料額	166
	(5) 中長期的な介護給付費等・保険料水準の推計	168

第7章 円滑な介護保険事業の運営

1 適正な事業運営の確保	170
(1) 介護保険料収入の確保	170
(2) 事業所の適正な指定等	170
(3) 介護保険制度や介護サービス等に係る情報提供	171
2 利用者負担の軽減、所得が低い方等への対応	172
(1) 利用者負担軽減策	172
(2) 施設利用者等の負担軽減策	173
(3) 区が独自に行う負担軽減策	175

資料編

1 大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議設置要綱	178
2 大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議委員名簿	180
3 大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議審議経過	181
4 用語解説（五十音順）	182

第1章 計画の策定にあたって

- 本計画書では、令和7年（2025年）、令和22年（2040年）と表記において元号と西暦を使い分けています。
- 計画書中に（＊）で表示しているものについては、資料編に用語解説があります。
- 計画書中に（※）で表示しているものについては、同頁に説明があります。
- 「障害」の表記について、法令等に基づくもの、名詞や一般的に漢字で表記したほうがわかりやすいものは「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。

1 計画策定の趣旨

大田区の65歳以上の高齢者人口は、令和2年10月現在において16万を超えました。75歳以上の後期高齢者数は約8万6千人と、65歳から74歳までの前期高齢者数を約6千人超え、超高齢化はさらに進んでいます。令和2年10月現在の高齢化率*は22.6%で、令和22年（2040年）には26.9%まで上昇すると見込まれます。さらには、単身高齢者数も、令和7年には6万3千人と大幅な増加が予想されています。

今後、団塊ジュニア世代（1971年（昭和46年）から74年生まれ（昭和49年））が65歳を迎える2040年代に向かって、引き続き単身高齢者、認知症の高齢者の増加が進むと共に、現役世代（高齢者を支える担い手）は減少していくことが予想されています。

これまで区は、団塊の世代が75歳以上となる2025年にむけて、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」をつくるため、その生活を支える医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の各サービスが必要に応じ適切かつ円滑にコーディネートされる体制である地域包括ケアシステムを構築、深化・推進してきました。

国は、「高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の枠を越え、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会である「地域共生社会*」の実現にむけた中核的基盤となり得るものである」としています。

さらに、令和2年6月、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を目指し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する区市町村の包括的な支援体制の構築とともに、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進など、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われました。今後、区は、包括的な支援体制に向けた社会福祉基盤の整備とあわせ、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくりを一体的に取り組んでいく必要があります。

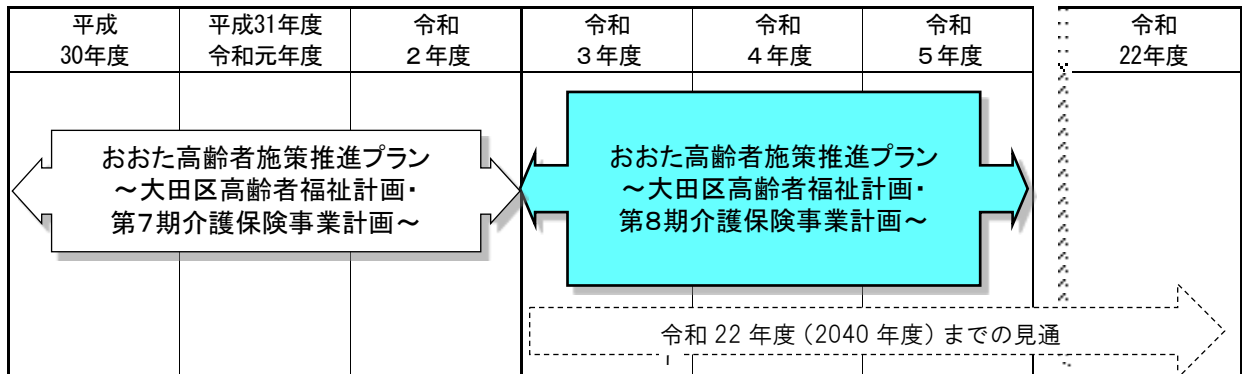
今期、第8期は2025年を目前に控えた3年間の計画期間になります。来る2040年代に向け、区は第8期計画において、直近の上位計画である「大田区地域福祉計画」に定める「大田区版地域共生社会の実現」に向けての準備期間として、その中核的基盤となる地域包括ケアシステムのさらなる発展・推進を図っていきます。

2 計画の基本的性格

(1) 老人福祉法及び介護保険法に基づく策定と見直しの時期

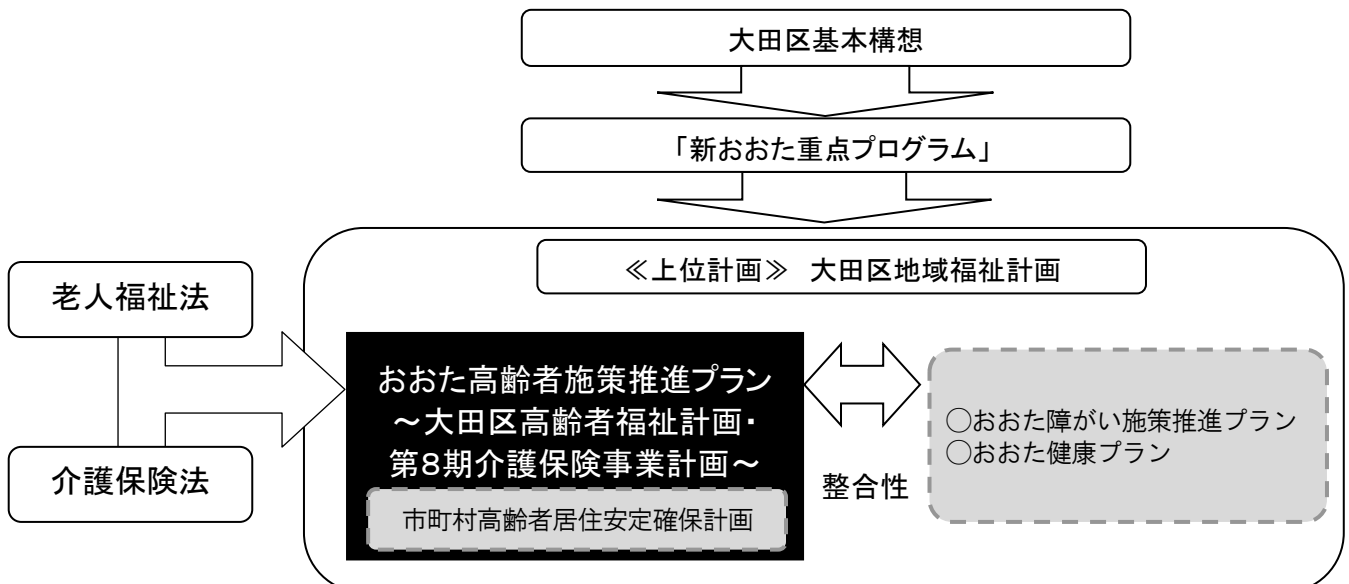
「おおた高齢者施策推進プラン～大田区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画～」は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものです。

計画期間は、介護保険法に基づき、令和3年度から令和5年度の3年間で、第6期計画から取り組んできた、「地域包括ケアシステム」をさらに推進する計画です。



(2) 本計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づくほか、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「市町村高齢者居住安定確保計画」を包含します。また、大田区の区政運営や施策の基本となる「大田区基本構想」及び「新おおた重点プログラム」の高齢者分野の個別計画でもあります。加えて、本計画の上位計画である「大田区地域福祉計画」をはじめとする区の保健・福祉に関する計画と整合性を持った計画とします。



3 計画策定の体制と方法

(1) 区民との協働

「高齢者福祉計画」及び「第8期介護保険事業計画」を一体的に策定するため、学識経験者、関係団体、公募委員で構成する「大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議」において、これまでの計画推進状況や今期計画の策定について、審議を行ってきました。

また、区民意見公募手続（パブリックコメント）*や区民説明会（説明動画の配信）を通して区民からの意見を聴取し、区民との協働による計画策定を行いました。

(2) 関係部局との連携

高齢福祉課・介護保険課を中心とした福祉部のみならず、健康政策部・地域力推進部・まちづくり推進部・区民部等の関係管理職で構成する「大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会」にて、計画策定の素案検討を行いました。

今後の施策策定・実施にあたっては、広く関係部局との連携を意識しながら進めます。

(3) 高齢者等実態調査等の実施

計画策定にあたっては、その基礎資料とするため、令和元年10月1日を基準日とし、以下の調査を包含する高齢者等実態調査を実施しました。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

在宅で生活する元気高齢者、総合事業対象者、要支援認定者を対象とし、要介護度の悪化につながるリスクや高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進等のために必要な社会資源を把握することを目的とした調査となります。（詳細については、第3章34ページ）

②在宅介護等実態調査

在宅で生活をしている要介護認定者を対象とし、「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効なサービスのあり方を把握し、サービス整備の方向性を検討することを目的とした調査となります。

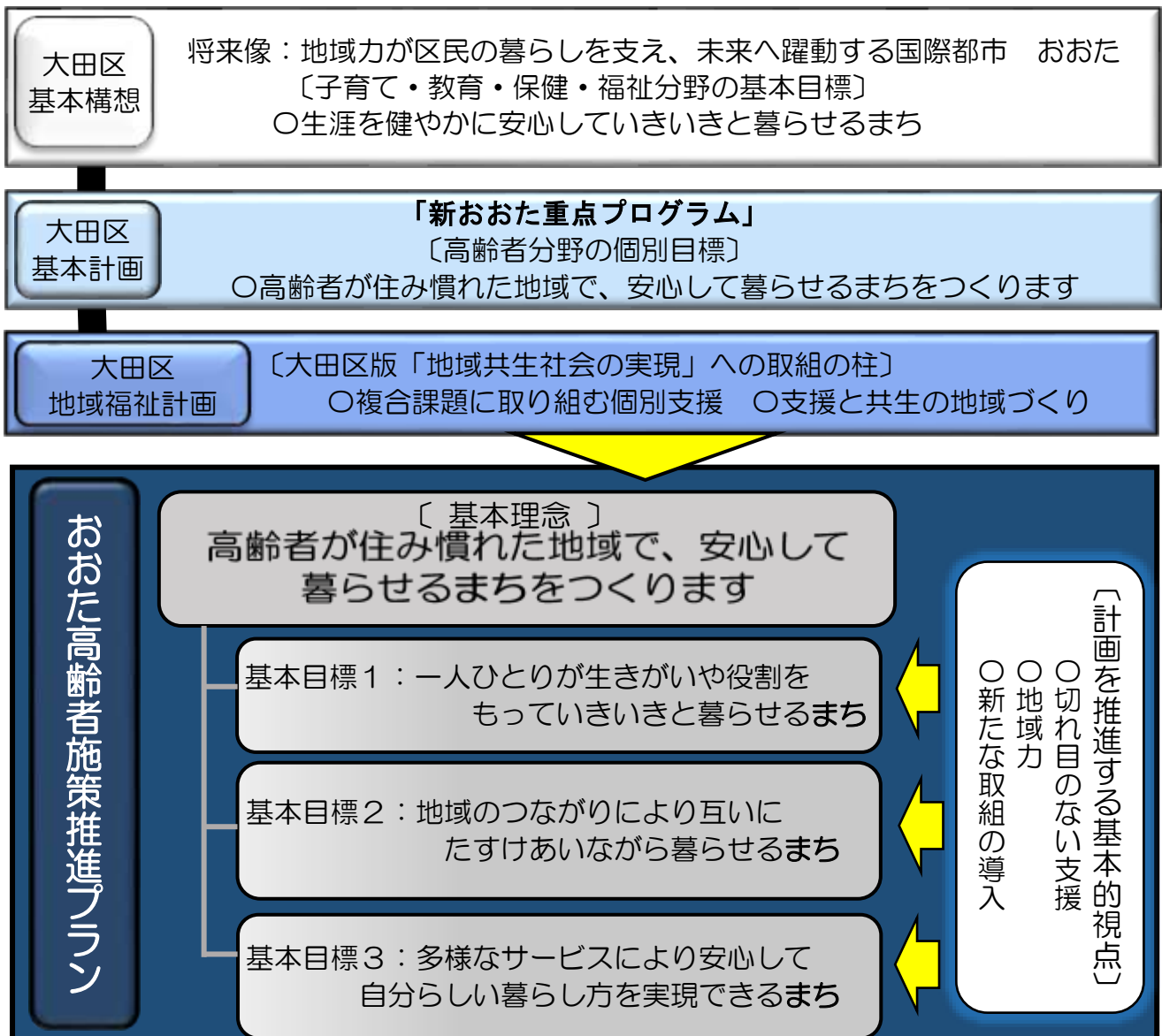
4 計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念と基本目標

第6期以降、取組を進めている「地域包括ケアシステム」が実現した姿を表す「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくります」を第8期計画の基本理念として位置づけます。

また「大田区地域福祉計画」に掲げる「複合課題に取り組む個別支援」、「支援と共生の地域づくり」の2つを取組の柱とする「大田区版の地域共生社会」の実現に向け、第8期計画は2040年を見据えた、地域共生社会の礎となる地域包括ケアシステムのさらなる推進に取り組みます。

各計画の関係



(2) 基本目標概要

基本目標 1

一人ひとりが生きがいや役割を持っていきいきと暮らせるまち

基本目標 1 では、高齢者全体の 8 割以上を占める、支援や介護を必要としていない元気な高齢者に健康の維持や向上に向けた支援を行うことにより、地域や社会で自分にあった就労スタイルで働いたり、また社会参加・介護予防などさまざまな活動を行ったりすることで、生きがいや役割を持っていきいきと暮らせるまちをめざします。

これまでの人生で培ってきた経験や知識を活かしながら、地域活動の担い手として、さらにその育成に関わる人が増えていく取組を進めます。

基本目標 2

地域のつながりにより互いにたすけあいながら暮らせるまち

基本目標 2 では、地域で暮らす高齢者を支えるため、地域住民をはじめ多様な主体が互いにつながり、たすけあうまちづくりを進めます。

団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年はもとより、2040 年代には人口構成やそれに伴う社会構造が大きく変化することにより、単身世帯の拡大や介護ニーズの高い後期高齢者の増加等様々な影響が懸念されています。そこで大きな課題となっている社会保障の持続可能性を担保するためには、地域の多様な主体がつながることで、複雑化・複合化した世帯や個人の抱える生きづらさや困難さを受け止め、支える新しいサービスやネットワークを構築する必要があります。そのため、まち全体の互助力、ささえあいを高める取組をさらに推進していきます。

基本目標 3

多様なサービスにより安心して自分らしい暮らし方を 実現できるまち

基本目標 3 では、支援や介護が必要となった高齢者が、地域の中で安心して自分らしく暮らすために必要なサービスが地域の多様な主体により適切、かつ円滑に提供される体制づくりをさらに推進していくことをめざします。

そのため、地域包括ケアシステムの中核である地域包括支援センター*の機能強化のほか、介護保険サービスの充実、認知症高齢者対策を進めます。

また生命・身体・財産などの権利擁護や、適切な介護サービス等の提供等を通じて高齢者個人の尊厳が守られるまちをめざします。

(3) 計画を推進する基本的視点について

基本理念の実現に向け、計画を推進する3つの視点として、分野を超えた「切れ目のない支援」、「地域力」の活用、既存の枠にとらわれない柔軟な発想に基づく「新たな取組の導入」を定めました。この3つの視点を、計画全体を包含する考え方として計画を推進していきます。

切れ目のない支援

元気な高齢者が、支援や介護を必要とする「状態の切れ目」に加え、高齢分野・障がい分野、生活困窮分野等といった「分野の切れ目」、世帯や性別、年齢などの「属性の切れ目」がないよう、地域包括支援センターを軸とする相談体制を充実します。

地域力

ひとり暮らしの高齢者や老老介護の世帯及び75歳以上の後期高齢者が急増していくと、「買い物」「食事作り」「見守り」などといった「生活支援サービス」へのニーズが高まっていくと考えられます。そのため、行政サービスのみならず、区民、NPO、ボランティア、事業者等の多様な主体が参画する厚みのある支援体制を構築することが必要となってきます。同時に、高齢者の就労・社会参加の更なる推進を通じて、元気な高齢者が社会的役割を持ち、生きがいや介護予防につなげる取組も重要です。「支える側」「支えられる側」という画一的な関係を超え、地域住民がともに支え合う地域づくりを進め、世帯・地域を包括的に支援する体制整備を進めていきます。

こうした区民一人ひとりの力を源とした地域づくりのために欠かせない力として「地域力」を積極的に活用する取組を進めます。

新たな取組の導入

近年の大規模な地震や風水害による被害や、令和2年には新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、現在の事業のあり方・考え方の見直しや、新しい生活・取組への転換を図ることが求められています。

さらに今後は、地域共生社会の考え方が地域に浸透することで新たなサービスや支援の形が生まれることも予想されます。そのため、区を取り巻く情勢を予測しながら、従来の枠組みにとらわれない柔軟な発想力と、データ等の事象の検証・分析に基づく事業の再構築などを継続して行うことが必要です。

5 大田区の地域包括ケアシステム

(1) 地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域の設定と考え方

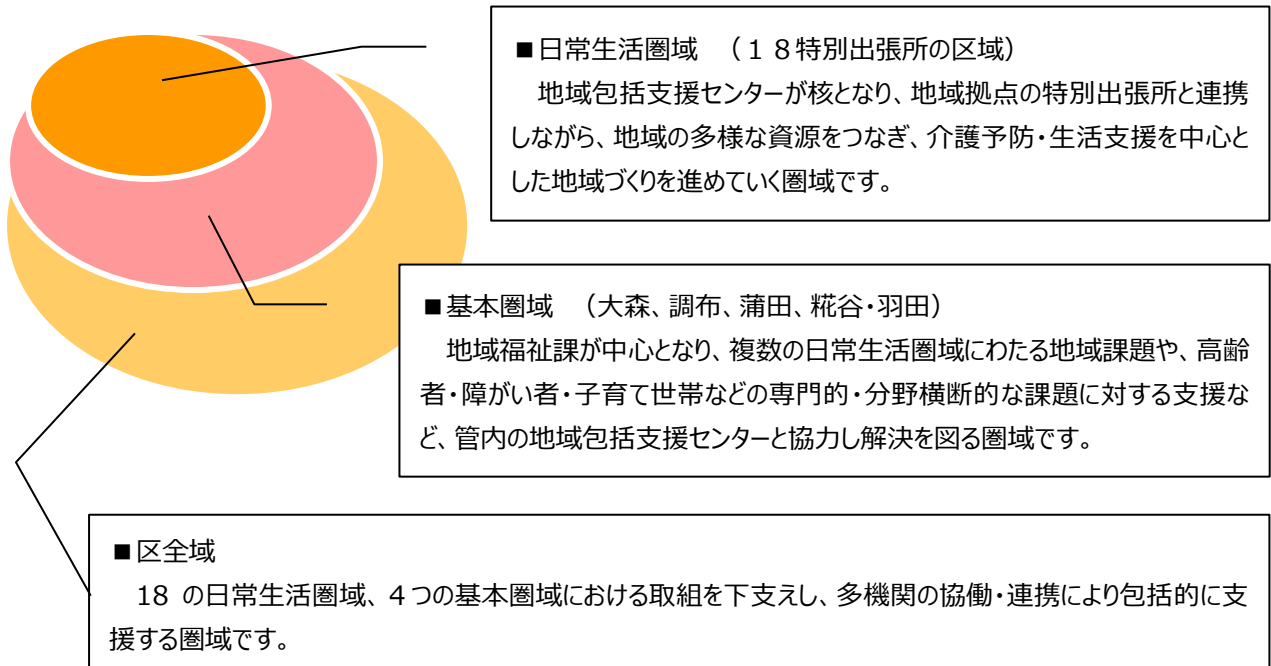
日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情、介護サービスを提供する施設の整備状況等のほか、自治会・町会など既存コミュニティの活動等を総合的に勘案し、各保険者が目指す「地域包括ケアシステム」を構築する区域を念頭に設定することが国の基本指針により規定されています。

区では、第6期計画まで大森、調布、蒲田、糀谷・羽田の4つの区域を日常生活圏域として設定していましたが、地域力をキーワードに、特別出張所を拠点とした地域づくりを進めている現状を踏まえ、第7期計画より18の特別出張所の管轄区域を日常生活圏域とするよう見直しました。

これまでの4つの区域については、各地域福祉課を中心とする関係機関が連携しながら、単独の日常生活圏域では解決できない専門的、広域的な課題に対応し、管轄内の日常生活圏域を支援していく「基本圏域」として位置づけています。

区は、18の日常生活圏域と4つの基本圏域を総合的に支援し、本計画で掲げた全区的な施策を着実に推進していく機能を有します。

大田区では、3層圏域による相互の連携を図り、18日常生活圏域の実情に即した地域包括ケアシステムの構築を進め、本プランの基本理念を着実に実現していきます。



6 第8期計画の地域包括ケアシステム構築に向けた取組

(1) 大田区版地域共生社会の実現に向けた、第8期計画の位置づけ

平成31年3月に策定した「大田区地域福祉計画」において、区が考える地域共生社会は、大田区に暮らす人々が、平時はもとより災害時においても、地域社会の一員として、安心して、その人らしく、充実した生活が送れるよう、区民、地域活動団体、社会福祉法人、区内事業者、区が協力し、地域力を発揮して地域の生活や福祉の課題を解決するものです。同計画の基本理念には、「ともに支えあい、地域力ではぐくむ、安心して暮らせるまち」を据え、それを実現するために、「複合課題に取り組む個別支援」と「支援と共生の地域づくり」の2つを取組の柱として掲げています。

第8期計画は、この「大田区地域福祉計画」の取組と連動して進め、地域共生社会の中核的基盤となる地域包括ケアシステムをさらに発展させていくものとなります。

加えて、社会福祉法では、区市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める」こととされています。具体的には、介護保険の被保険者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮者等を含めた包括的な支援体制を整備するものであり、今後、これらの施策の部局を超えた調整が必要となります。

このため、第8期計画の3年間は、大田区版地域共生社会の実現に資する包括的な支援体制の構築に向けた全庁的な検討、調整を図る準備期間として位置付けます。

(2) 包括的な支援体制の構築に向けた体制づくり

高齢者やその世帯等が抱える複合的な課題に対応し、取りこぼしのない支援へとつなげていくため、地域包括支援センター等の多様な相談支援機関が、相談者の世帯全員の状況を包括的に受け止め、関係する支援機関につないでいく体制を強化します。

また、確実な支援につなげていくには、地域包括支援センター等の支援機関と地域の多様な主体が連携していく地域ネットワークの充実が必要です。具体的には、地域包括支援センターの見守りささえあいコーディネーター、地域ささえあい強化推進員*、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター等の地域福祉を推進するコーディネーター

(以下「福祉コーディネーター」という。14ページ参照)が、個々の課題を公的サービスや支援機関、社会福祉協議会の事業、地域資源などに結びつける役割を果たしていきます。また、福祉コーディネーターは、課題の未然防止に資する地域資源の確保・開発や、支援機関と地域のネットワークの拡充に取り組み、さらなる個別支援の充実につなげていきます。

(3) 地域包括ケアシステムを構成する5つの要素の機能強化

住まい

高齢者等の住まい確保に留まらず、生活の支援等の課題に対応していくため、関係機関と支援団体等の連携を強化します。また、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅の円滑な入居支援に向け、家主や不動産店等の理解促進を図り、地域包括ケアシステムの基礎となる住まいの安定的な確保に取り組みます。

医療と介護

医療・介護ニーズを併せ持つ要介護者の在宅生活を支援するため、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応等の様々な場面で、地域の医療・介護関係者等の連携を図り、チームケアによる切れ目ないサービスを提供していく体制を強化します。

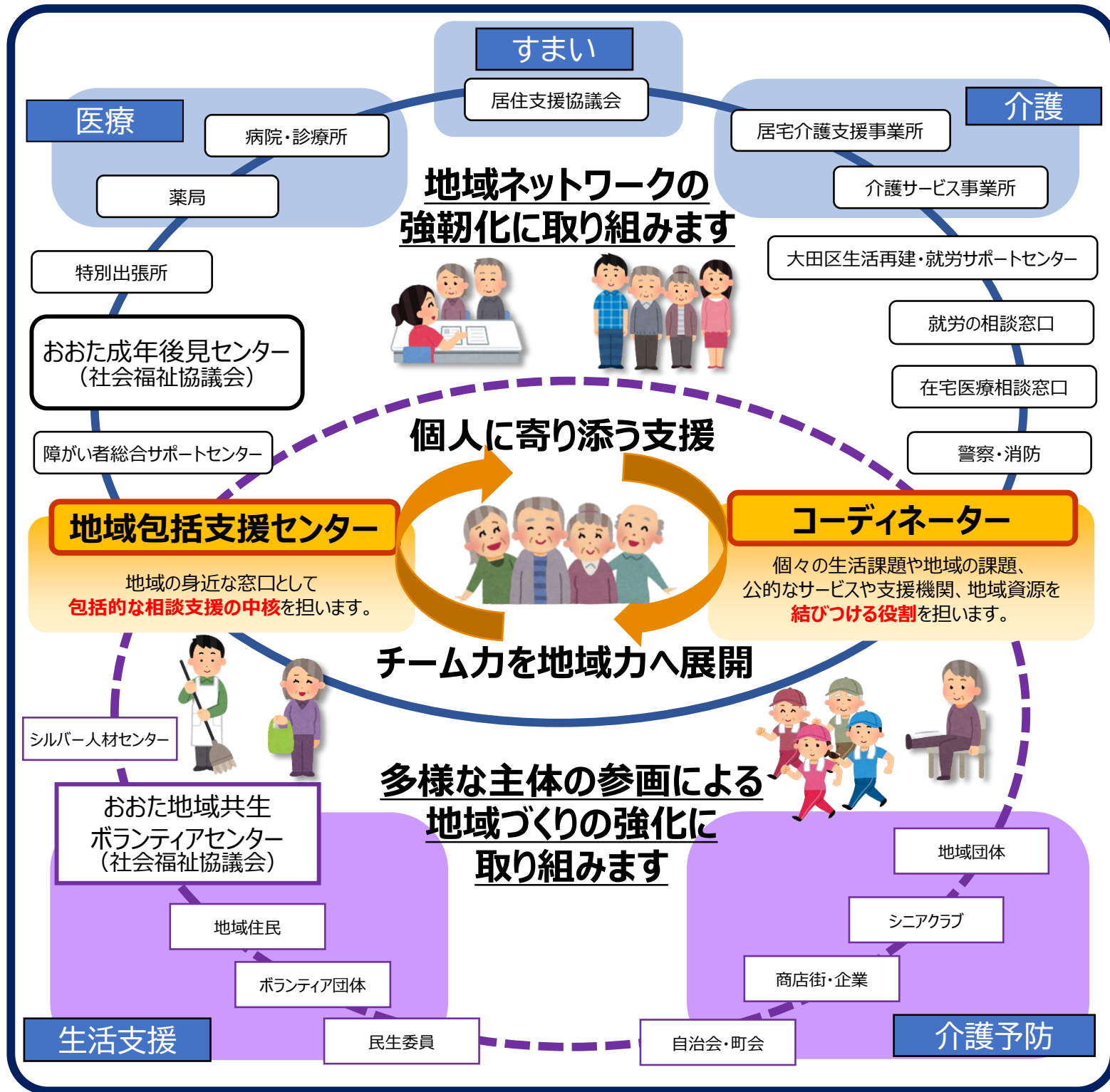
今後、増加が見込まれる認知症高齢者の支援に向け、区は、認知症施策推進大綱*に基づく予防の強化、早期診断・早期対応に向けた体制整備に取り組みます。介護分野では、多様なニーズに対応した介護基盤の整備を進めるとともに、介護事業所における業務効率や介護従事者が安心して働き続ける環境づくりを支援し、安定した介護人材の確保・育成・定着を推し進め、将来の介護ニーズに対応していく体制を構築していきます。

介護予防・生活支援

区は、高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく、参加することができる住民主体の通いの場等におけるフレイル*・介護予防を推進し、これまで支えられていた人が支える側に回っていく循環を推進します。また、多くの高齢者が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加を促します。

高齢者の見守り・安否確認、外出支援、買い物等といった多様な生活支援ニーズに対応していくため、住民主体の担い手を養成するとともに、自治会・町会、民生委員をはじめ、地域団体、NPO、事業所・商店街など、多様な主体で構成される地域の支援ネットワークを福祉コーディネーター等の取組により拡充していきます。

通いの場等の取組には、高齢者のみならず家族や現役世代にも働きかけ、多世代・多分野の住民による交流を広げ、支援と共生が育まれる地域づくりを進めます。また、日々の見守り活動や通いの場における参加者が、課題や悩みを抱えた高齢者等を発見したときは、適切な支援につなぐ役割を担うなど、地域におけるささえあい・たすけあいの機運を醸成していきます。



2025年に向け地域包括ケアシステムのさらなる推進

地域包括ケアシステムの発展 大田区版地域共生社会に向けて ～ともに支えあい 地域力ではぐくむ 安心して暮らせるまち～

包括的支援体制の構築

複合課題に取り組む個別支援

相談支援機関は、相談者一人ひとりの声を丁寧に聞き取り、課題を整理し、8050問題などの複合課題には関係する複数の相談支援機関が連携して、チームで対応します。
また、相談者・世帯の暮らし全体を捉え、本人に寄り添い継続的につながり続ける支援を中心に行います。

支援と共生の地域づくり

区民同士が会う場や居場所の確保に向けた支援を行います。地域・生活課題が複雑・多様化する中、専門職の介入・支援により地域の中に交流・参加の機会を生み出すコーディネート機能を確保します。
そのことにより、ケアしあう関係性を広げ、多様な役割と参加の機会や地域での助け合いを生み出します。

切れ目のない支援

地域力

新たな取組の導入

区
の
役
割

- 第8期計画では、「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくります」を基本理念に、2025年に向け地域包括ケアシステムのさらなる推進に取り組みます。
- 区は、地域の複雑・複合化した生活課題を抱える高齢者等に対し寄り添う支援につなげていくため、地域包括支援センターをはじめとする様々な相談支援機関との連携体制と、コーディネーターによる必要な社会資源や公的サービスを組み合わせた地域ネットワークの強靱化を図ります。
- また、地域における生活支援・介護予防においては、参加の輪を高齢者だけでなくその家族や現役世代にも広げ、多様な主体の参画による『互助』が充実した地域づくりに取り組み、地域全体の活性化を図ります。
- さらに、地域包括支援センターとコーディネーターが互いに連携を深めスパイラルアップしていくことにより、包括的支援体制を構築するための2つの柱である「複合課題に取り組む個別支援」と「支援と共生の地域づくり」を推進し、区における福祉分野の上位計画である「大田区地域福祉計画」に定める「大田区版地域共生社会」の実現に向けた取組と連動していきます。
- これらの取組にあたっては、「切れ目のない支援」「地域力」「新たな取組の導入」の3つの視点をふまえ、PDCAサイクルによる事業評価・検証のもとに取組内容を充実・改善していきます。

大田区圏域別地図

A4 大田区地図 横書き

大田区におけるコーディネーター ～大田区地域福祉計画から～

福祉コーディネーター（地域福祉を推進するコーディネーター）は、個々の生活課題や地域の課題と、公的サービスや支援機関、社会福祉協議会の事業、地域資源とを結びつけていく重要な役割を果たします。具体的には、個々のケースに関わること、地域共通の課題として考えるべきこと、コミュニティを活性化する地域づくりに関わることなど広範囲にわたります。

そのため、区や社会福祉協議会が持っている力を合わせて、その機能を整備します。

● 地域福祉課地域包括ケア推進担当

分野横断型の個別支援のための総合調整と包括的支援体制を確立するためのネットワークづくりを行うことを目的に4つの基本圏域に配置。地域包括支援センターの後方支援や住民主体の地域活動の把握・育成・支援などを行うとともに、各種活動を通じて各コーディネーターをリードしていきます。

活動状況：地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進するため、各コーディネーターと連携のもと、地域資源を活かした活動を展開
地域包括支援センターの後方支援、地域ケア会議の開催支援、地域の通いの場の把握・立ち上げ・継続支援など

● 地域包括支援センターの見守りささえあいコーディネーター ●

地域と連携して、高齢者を見守り支え合う体制づくりを進めることを目的に、22か所ある地域包括支援センターに配置されています。見守りキーホルダーの登録の推進や地域の団体・企業等の見守りネットワークを構築しています。

活動状況：地域包括支援センターの顔として、こまめに地域に出向き、地域とのつながりづくりの推進。自治会・町会等と協力して見守りキーホルダーの登録勧奨などを実施

● 地域ささえあい強化推進員 ●

地域の高齢者の自助力・互助力を強化推進することを目的に4つの基本圏域に配置されています。フレイル予防の啓発や地域の通いの場の構築、生活支援の担い手の育成、地域のささえあいネットワークの構築を行っています。

活動状況：地域のささえあいやつながりを生むための企画立案や地域団体への相談支援、社協の地域福祉コーディネーターと連携して助け合いプラットフォームの実施など

● 社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター ●

住民同士のささえあいによる地域福祉活動を進めるための、住民間や関係者をつなぐネットワークづくりと多世代の地域生活課題を解決するための地域資源の開発を進めることを目的に、4つの基本圏域をそれぞれ担当。地域生活課題の解決の場づくりである、助けあいプラットフォーム事業や民生委員児童委員と連携しながら専門機関等へつなげる個別支援を行っています。

活動状況：地域ささえあい強化推進員と連携して、六郷や西蒲田で助け合いプラットフォームを実施するほか、地域生活課題における制度の狭間にいる個別課題への支援